

月額負担上限額と社会福祉法人軽減制度による軽減の整理について

事業費の1割(本来の利用者負担額)を以下の3つに分類。

利用者から徴収できる額

社福軽減対象となる事業費(低所得1なら75,000円、低所得2なら123,000円を超える額)の利用者負担額分(法人が軽減する額)

月額負担上限額にぶつかったために、利用者から徴収できない額(の部分除く)

それぞれ、事業者が市町村に報酬請求する際には、以下の取り扱いとする。

については、すでに利用者から徴収しているため、請求しない。

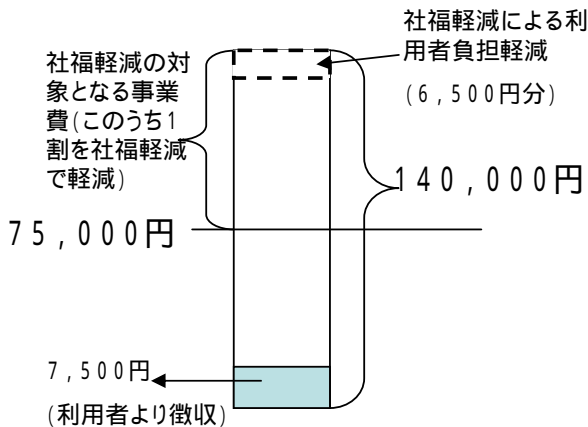
については、社福軽減の補助金の精算時に請求する。(のうち、一定割合が公費助成の対象となる。)

については、報酬請求時に、請求する。(すべて公費が出る)

月額負担上限額と社会福祉法人軽減制度による軽減の整理について

低所得1 (15,000円)、社会福祉法人軽減制度の対象となる人の場合

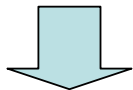
(社福軽減を実施するA、B、C事業所を利用し、A、B、Cの順に同じ月に利用した場合。)



A事業所(ホームヘルプ)

事業費14万円

社福軽減実施事業所



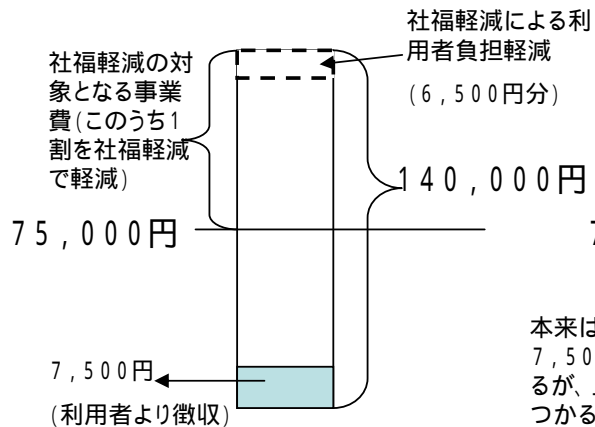
事業費 14万円 1割分14,000円

利用者から徴収出来る額 7,500円

社福軽減により軽減された負担額

6,500円

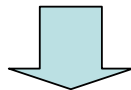
月額負担上限額にぶつかったために徴収していない額 0円



B事業所(ホームヘルプ)

事業費14万円

社福軽減実施事業所



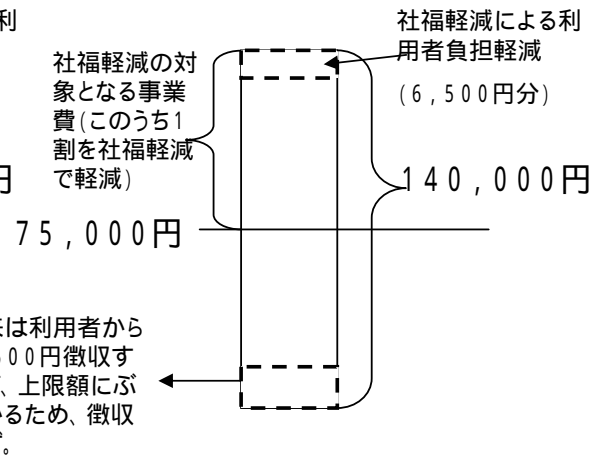
事業費 14万円 1割分14,000円

利用者から徴収出来る額 7,500円

社福軽減により軽減された負担額

6,500円

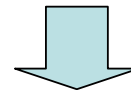
月額負担上限額にぶつかったために徴収していない額 0円



C事業所(ホームヘルプ)

事業費14万円

社福軽減実施事業所



事業費 14万円 1割分14,000円

利用者から徴収出来る額 0円

社福軽減により軽減された負担額

6,500円

月額負担上限額にぶつかったために徴収していない額 7,500円

本来は利用者から7,500円徴収するが、上限額にぶつかるため、徴収せず。

月額負担上限額と社会福祉法人軽減制度による軽減の整理について

低所得2(24,600円)、社会福祉法人軽減制度の対象となる人の場合

(社福軽減を実施するA、B、C事業所を利用し、A、B、Cの順に同じ月に利用した場合。)

